

朝日町では、平成22年までに住宅を新築又は 新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

●奨励条件

・本町の住民であること ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額（家屋）に税率を乗じた額の2分の1に相当する額
奨励金の交付を受けるには必ず毎年度申請が必要です。

●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固定資産税（家屋）が課せられることとなった年度から3年間

平成23年度に固定資産税（家屋）が新たに課せられた方までが対象です！！

※『年度』とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間

例 平成23年度対象者（2年目）

平成23年度に新たに住宅の固定資産税（家屋）が課せられる事になった方で2年目の申請される方

申請期限

平成24年度分の固定資産税を完納後、3月11日（月）までに、手続きをしてください。

※手続き方法や制度についての問い合わせ先

産業建設課 TEL 377-5658

平成25年度 朝日町奨学生募集について

平成25年度の朝日町奨学生を次のとおり募集します。

1 募集人員 1名

2 奨学金の額 高等学校 年額14万円
大 学 年額24万円

3 奨学金の返還

奨学金貸与の最終月（大学進学者は大学卒業の月）から1年間据え置き、貸与年数と同年数以内に返還していただきます。（無利子）

4 貸与の時期 4月（前期）・10月（後期）

5 資 格

朝日町に住所を有し、高等学校又は大学に入学又は在学する方で、経済的理由により就学困難な方に限ります。（収入の審査があります。）

6 選考方法

申請者の中から選考委員会で選考し決定します。

7 申請手続き

「申請書他」は教育委員会窓口へ請求、または朝日町ホームページからダウンロードして下さい。

「申請書他」に必要事項を記入し、関係書類を添えて教育委員会へ申請して下さい。

8 申請期間

3月1日（金）から22日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。

※詳しいことは、教育委員会教育課（TEL 377-5657）へ問い合わせ下さい。

